

財団法人下関市文化振興財団寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人下関市文化振興財団（以下「財団」という。）という。

(事 務 所)

第2条 財団は、事務所を山口県下関市竹崎町四丁目5番1号に置く。

(目 的)

第3条 財団は、下関市から委託を受けて行う文化施設の管理運営及び文化事業を行うことにより、下関市民の文化活動の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 下関市から委託を受けて行う文化施設の管理運営
- (2) 文化の振興に関する自主事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(資 産)

第5条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条第1号に規定する財産のうち基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむ

を得ない理由があるときは、理事会において理事4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 財団の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、名誉顧問

(種別及び選任)

第12条 財団に次の役員を置く。

理事 4人以上8人以内

監事 2人

- 2 役員は、理事会において選任する。
- 3 理事は、互選により理事長を定める。
- 4 理事は、互選により常務理事を定めることができる。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、財団業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、財団を代表し、業務を統轄する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、財団の日常の業務を処理する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は辞任した場合又は任期満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 15 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事 4 分の 3 以上の同意により解任することができる。

(名 誉 顧 問)

第 16 条 財団に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、財団の運営について助言し、協力するものとする。

3 名誉顧問の候補者は、財団の役員として特に功労のあった者の中から理事長が推薦する。

4 名誉顧問の選任及び解任は理事会において議決する。

5 名誉顧問に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 17 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 18 条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他財団運営に関する重要な事項

(招 集)

第 19 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 20 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定 足 数)

第 21 条 理事会は、理事 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 22 条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書 面 表 決 等)

第 23 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委

任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には出席理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 協議会

(設置)

第25条 財団に文化事業協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、文化事業の企画・実施について協議し、理事長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員をもって構成する。

(委員)

第26条 協議会に委員20人以内を置く。

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 委員は、役員を兼ねることができない。

(運営)

第27条 協議会の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第28条 この寄付行為は、理事会において理事4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 財団は、民法68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可があったとき解散する。

- 2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、主務官庁の許可を得て、地方公共団体又は財団と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 補 則

(施行 規 定)

第30条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 会社の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。
- 2 会社の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第17項第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 会社の設立当初の会計年度は、第11条にかかわらず設立許可のあった日から昭和52年3月31日までとする。
- 4 この寄付行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
(昭和52年4月11日から施行する。)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
(昭和60年6月15日から施行する。)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
(平成10年4月1日から施行する。)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
(平成13年9月5日から施行する。)

附 則

この寄付行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
(平成15年6月11日から施行する。)

附 則

この寄付行為の変更は、知事の認可を受けた日から施行する。
(平成23年3月25日から施行する。)